

# 令和 6 年度建設副産物実態調査

## 調査要領（神奈川県版）

### ○ 調査の目的

国土交通省では、全国の建設工事から発生する建設副産物の再利用状況等に関する「建設副産物実態調査」を第 1 回の平成 2 年度以降、基本的に 5 年ごとに実施しています。本調査によって、建設副産物の実態に関するデータが蓄積され、また、リサイクルの進捗状況を把握することにより、新たな施策の検討等に役立てられています。

本県においては、毎年県内の公共工事から発生する建設副産物の処理実態を把握するための調査を実施することとしており、当該調査結果を建設リサイクル法等の施行効果の検証などに活用しております。

### ○ 調査の種類

#### ・利用量、搬出先調査

建設資材利用量（搬入利用量、現場内利用量）

建設資材に占める再生資材利用状況及び再生資材の供給元

建設副産物の発生量、現場内利用・現場内減量化状況、場外搬出状況、運搬距離

#### ・調査対象工事

以下の①～②全てに該当する場合

##### ① 令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日に完成した工事

※ 複数年にまたがる債務工事等の取り扱いについて

工事額は、当該年度の年割り額を記入し、工事内容については当該年度分の資材利用量、建設副産物発生量・搬出量のみを記入する。（記入要領 P 2 「調査対象工事の年度の考え方」参照）

##### ② 契約金額が 100 万円以上（税込み）の工事

※ 該当する建設資材の搬入、あるいは該当する建設副産物の搬出が全くない場合は対象外となります。

#### ・調査対象品目

搬入する建設資材：土砂、コンクリート、木材、アスファルト・コンクリート、碎石など

搬出する建設副産物：コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材 A（柱、ボードなどの木製資材が廃棄物となったもの）、建設発生木材 B（立木、

除根材などが廃棄物となったもの）、建設汚泥、金属くず、紙くず、廃プラスチック（廃塩化ビニル管・継手を除く）、廃塩化ビニル管・継手、廃石膏ボード、その他の分別された廃棄物、混合状態の廃棄物（建設混合廃棄物）、建設発生土など

## ○ 調査結果の提出

「建設副産物情報交換システム（C O B R I S）」に対象工事を登録してください。登録完了後、所属ごとの集約、提出は不要です。ただし、C O B R I Sの利用が困難な場合は、国土交通省ホームページの「建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）」で作成した調査データを、所属ごとに集約したものを作成して下さい。

## ○ 注意点

- 1 記入方法の詳細については、資料2の記入要領（神奈川県版）、資料3の入力方法統一基準及び資料4のチェックリストを御覧下さい。
- 2 受注者の方からC O B R I Sへの登録完了の知らせ（「建設副産物情報交換システム工事登録証明書（実施）」及び「チェックリスト」を印刷して提出）又は建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）で作成した調査データの提出を受けたら、必ず入力に間違いがないか、確認してください。（必ず、各システムでエラーチェックをしてください。）データにエラーがある場合、再度入力をお願いすることができますので、チェックをお願いします。

### 建設副産物実態調査に関する問合せ先

神奈川県県土整備局都市部技術管理課  
TEL：045-285-3203 内線6133  
FAX：045-210-8881  
E-Mail：con-recycle.296@pref.kanagawa.lg.jp